



30 建 災 防 技 発 第 19 号
平 成 30 年 1 月 25 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正について

今般、厚生労働省より、当協会に対して標記について別添のとおり周知依頼がありました。

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害は、平成28年12月にガイドラインが策定され、切羽への労働者原則立ち入り禁止、切羽の監視、肌落ち防止計画の実施等について普及を図ってきたところですが、策定後も肌落ちによる労働災害が発生しています。

このようなことから、山岳トンネル工事における切羽の肌落ち災害防止対策の一層の推進を図る目的でガイドラインの改正がなされました。

ガイドラインの改正の概要については、主に「切羽への立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の実施・変更」、「切羽監視責任者の選任性等」、「ベンチカットの記載」、「遮水層・帯水層対策」、「切羽に平行な層」となります。詳細については本文を参照ください。

本件について貴支部会員事業場及び講師等に対し、周知のほどお願いいたします。

なお、本件に関する周知依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。